資料3 下水道資本費に対する財政措置について

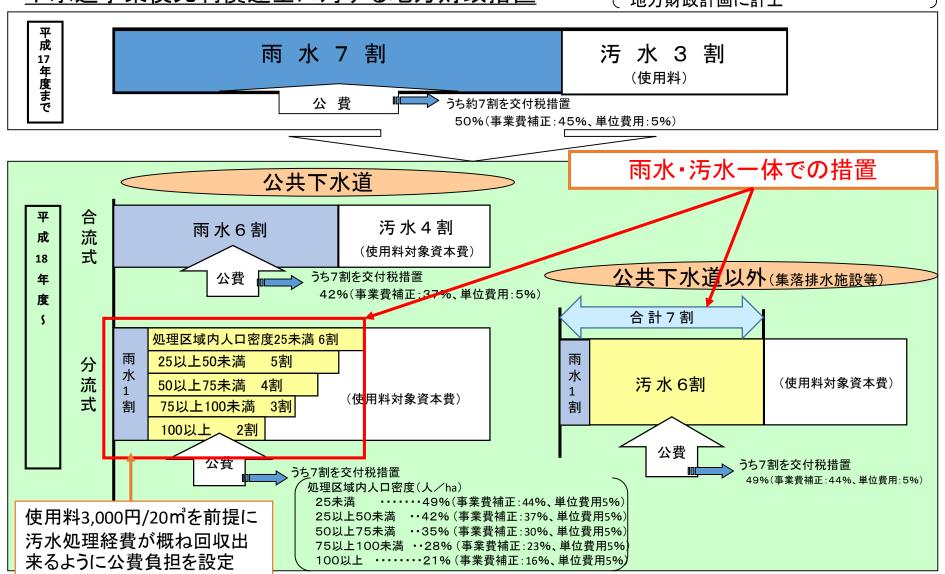
第1次~第5次下水道財政研究会における費用負担の考え方

	第 1 次財研 (S36)	第2次財研(S41)	第3次財研(S48)	第4次財研(S54)	第 5 次財研(S60)	
費担本 雨水公費汚水私費	雨水の利用者負担 分と汚水の公費負 担分がほぼ同程度 ↓ 公費負担	↓ 汚水について公費 の負担すべき部分 の方が大であると 考えられ、相殺で	等の観点から、建設 費公費、汚水に係る 維持管理費私費の原 則 三次処理経費は汚染	地方中小都市、農山	使用者等の適切な費用負担が必要 基本的に雨水公費汚水私費とするが、汚水分のうち一部を公	
資本費	(比率)					
	汚水5:雨水5	汚水3:雨水7 —			-	
公費負担率	50%	70%以上	原則公費		7	
考え方	雨水分	雨水分と相殺でき ない汚水分	汚水分含め資本費の すべて	特に明	記なし	
	汚水7:雨水3					
理費(公費負担)	30%	30%	雨水分	雨水分	雨水分	
建 設 費内訳	受益者負担金 1/5 ~ 1/3	受益者負担金 1/5 ~ 1/3	受益者負担金 ・末端管渠の整備と の関連及び負担金 額を明示すべき	受益者負担金 ・末端管渠整備費相 当額を目途	受益者負担金 ・末端管渠整備費相 当額を目途	
	国庫補助金 少なくとも 1/3	国庫補助金 1/2	国庫補助金 ・補助率を道路等の 基幹施設と同程度 の水準とすべき	国庫補助金 ・補助対象範囲の拡 大等	国庫補助金 ・対象範囲の見直し 、補助率の維持等	
	地方負担 以上の残余	地方負担 以上の残余	地方債 ・充当率の引き上 げ、交付税措置の 改善等	地方債 ・充当率引き上げ等 弾力的措置 ・公的資金割合の引 き上げ	地方債 ・地方単独事業に係 る地方債のあり方 ・資金の構成割合の 向上 ・償還期間の延長	
	第 1 次 S38 ~ S42 目標 16%→ 27% 達成 20%	第 2 次(第 3 次) S42 ~ S46 目標 20%→ 33% 達成 23%	第4次 S51~S55 目標 23%→40% 達成 30%	第 5 次 S56 ~ S60 目標 30%→ 44% 達成 36%	第 6 次 S61 ~ H2 目標 36%→ 44% 達成 44%	

平成17年度研究会を踏まえた地財措置のあり方の見直し(平成18年度~)

下水道事業債元利償還金に対する地方財政措置

公費部分について公営企業繰出金として 地方財政計画に計上



下水道資本費に対する現行の地方財政措置の考え方

公共下水道(分流式)

- ・H15決算を基に、資本費に占める雨水比率を1割に設定
- ・汚水処理に関しては、合流式と比べて、資本費が割高となるものの、公共用水域の水質保全への効果が高く、公的な便益がより大きく認められるため、分流式整備による資本費増嵩分に対して一定の公費負担を新たに導入
- ・また、処理区域内人口密度によって汚水資本費にかなりの格差が見られたため、処理区域内人口密度に応じて、汚水資本費に対する公費負担を、最小2割~最大6割措置とし、雨水分と合わせて、その7割を交付税措置
- ・この公費負担割合は使用料3,000円/20㎡を前提に、人口密度区分毎に汚水処理経費を概ね回収出来るように設定するという考え方(次頁参照)
 - ⇒交付税措置率: 21~49%(うち事業費補正16~44%・単位費用5%)

公共下水道(合流式)

・H15決算を基に、資本費に占める雨水比率を6割に設定し、その7割を交付税措置 ⇒交付税措置率: 42%(うち事業費補正37%・単位費用5%)

【公共下水道以外】

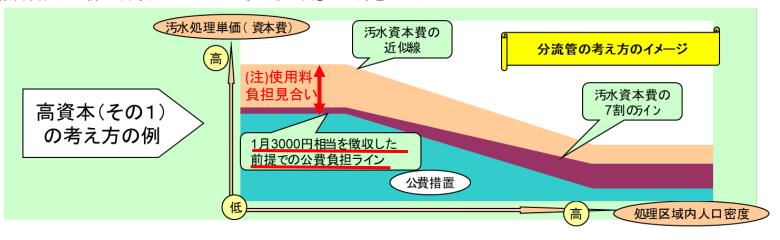
・経営状況が「公共下水道(分流式 処理区域内人口密度25未満)」とほぼ同等である ことから、それに準ずるもの

現行の分流式下水道に係る汚水公費の事業費補正率(階段)の考え方

OH17研究会報告書(抜粋)

地方財政計画への所要額の計上及び地方交付税措置の検討にあたっては、<u>処理</u> 区域内人口密度と汚水資本費との相関関係を加味した合理性の高い制度とするとともに、汚水資本費への使用料回収を適切に行っていくことを前提とした水準を検討する。

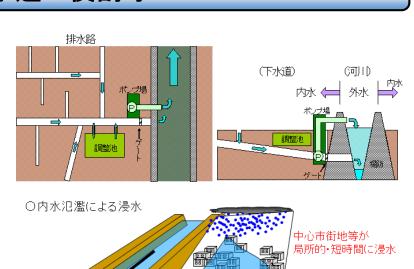
(報告書図14「新たな財政スキームの考え方の例」の一部を加工)



浸水対策における下水道の役割等

<浸水対策における下水道の役割>

- 都市浸水には、都市に降った雨が河川等に排水できずに発生する「内水氾濫」と、河川から溢れて発生する「洪水氾濫」がある
- 下水道は、都市に降った「内水」の排除という役割を担っており、河川に放流するための管渠やポンプ等の整備などを実施
- <近年の降雨の傾向>
- 近年、いわゆるゲリラ豪雨と呼ばれる局地的な大雨等が頻発し、全国各地で浸水被害が多発しており、住民生活・社会経済活動に影響をきたすなど、雨の降り方が「局地化」、「集中化」、「激甚化」する傾向
- 全国のアメダスより集計した時間雨量50ミリ以 上の豪雨の発生回数(1,000地点あたり)は、昭和 50年代は平均174回だったものが、平成20年から 平成29年には平均238回となり、約30年前の1.4倍 に増加







※出典:国土交通省HP

雨水対策に関する現状

- 〇 国土交通省では、ハード対策、ソフト対策及び自助の「総合的な浸水対策」を進めて おり、下水道事業における浸水対策に係る予算額の拡充や個別補助金の創設等を実 施
 - <u>・「下水道防災事業費補助※」の推移</u>
 - ※大規模な雨水処理施設の整備、再度災害防止対策、河川事業と一体的に実施する事業への支援、官民連携して地域の浸水対策を進めるための民間事業者への直接支援等

H30	R1	R2
242百万円	10,408百万円 (前年度比 <mark>約43倍</mark>)	24,447百万円 (前年度比 <mark>約2倍</mark>)

<u>▪個別補助金の創設</u>

令和元年度創設:「下水道床上浸水対策事業」「事業間連携下水道事業」

令和2年度創設:「大規模雨水処理施設整備事業」

○ <u>上記の補助事業は、「貯留施設」、「排水ポンプ」、「雨水管」の整備のほか、合流管</u> <u>の新増設、地震対策なども幅広く対象としている</u>

下水道事業の個別補助事業の創設について

- 〇近年、全国の都市において内水被害が頻発しており、市民生活、経済活動への甚大な影響が発生している。
- 〇このため、下水道による大規模な再度災害防止対策や河川事業と連携した内水対策について、計画的・集中的に支援する ための補助事業制度を令和元年度より創設。
- 〇さらに、一定期間に集中的な投資が必要となる大規模な雨水処理施設について、計画的な整備や適切な機能確保を図るため、 集中的に支援する補助事業制度を令和2年度より創設。

下水道床上浸水対策事業

- <大規模な再度災害防止対策>
- 〇浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区等における 早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水 対策を集中的に支援。
 - ・概ね5年以内で完了する事業
 - ・過去概ね10年以内に床上浸水50戸以上 等の要件

事業間連携下水道事業

- <河川事業と連携した内水対策>
- 〇内水による深刻な影響を回避するため、河川事業と一体的かつ計画的に実施する下水道整備を集中的に支援。
 - ・概ね5年以内で完了する事業
 - ・想定される浸水家屋が25戸以上 等の要件

大規模雨水処理施設整備事業

- <大規模な雨水処理施設の設置・改築>
- 〇計画的な整備や適切な機能確保を図るため、大規模な 雨水処理施設の設置又は改築を集中的に支援。
 - ・概ね10年以内で完了する事業
 - ・総事業費が5億円以上

を要件

【対策イメージ】



雨水ポンプの整備



雨水貯留管の整備



貯留施設の整備

- 1. 雨水収支と汚水収支の現状
- (1)分流管のみの自治体
- 雨水施設と汚水施設に分離されており、資産や負債、減価償却費等は明確に分離可能であり、人件費、維持管理費の一部を除き、収支を分けることは容易。
 - ※下水道事業3,631のうちほぼ分流管のみの事業は3,427(全体の94.4%)
 - ※松江市、美濃加茂市、富士市、伊勢市等は雨水と汚水を分離し、損益と資産・負債・減価償却費等を各セグメント情報として会計 上明示。

【参考1 地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針(総務省告示)】

第12章 会計に関する書類における注記

第5 セグメント情報に関する注記

- 1 セグメント情報に関する注記は、地方公営企業を構成する一定の単位(以下「報告セグメント」という。)に関する 事項であって、次に掲げる事項とする(規則第40条第1項)。
- (1)報告セグメントの概要
- (2)報告セグメントごとの営業収益、営業費用、営業損益金額、経常損益金額、資産、負債その他の項目の金額2報告セグメントの区分は、企業管理規程で定める(規則第40条第2項)。

【参考2 セグメント情報の考え方(『公営企業の経理の手引』より)】

- ・公営企業においても、水道事業では水道・簡易水道、交通事業では路面電車・バス・モノレール、病院事業では病院・看護師養成所など、複数の事業・施設が同一の企業として経営されている場合があるため、住民の福祉の増進を目的としている公営企業は、その事業内容をより詳細に理解し評価できるよう、積極的に詳細な財務情報を開示することで議会・住民に対する説明責任を果たすことが重要である。
- ・「その他」に関する具体的な明示はないが、<u>「他会計繰入金」、「減価償却費」、「特別利益及び特別</u>損失」、「固定資産の減損損失」、「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」等を記載することが考えられる。さらに、詳細な財務情報を開示することで議会・住民に対する説明責任を果たす観点から、主要な項目については、その内訳を記載することが考えられる。

(報告セグメントの区分例)

事業名	報告セグメントの区分例
水道事業	事業別(水道事業、簡易水道事業)等
工業用水道事業	施設別等
交通事業	事業別(路面電車、バス、モノレール等)等
病院事業	病院別(看護師養成所、救命救急センター等)等
下水道事業	事業別(公共下水道、集落排水、浄化槽等)等

【参考3 雨水と汚水をセグメント情報に関する注記に 分離して記載している事業の例

(松江市(完全分流)、平成30年度)】

2 報告セグメントごとの資産等 正成30年度決算書(抜粋)

平成30年度(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)

(単位:円) 汚水処理事業 雨水処理事業 合 計 営業収益 1,803,068,558 73,992,149 1,877,060,707 営業費用 2,990,401,707 3.089,744,563 99,342,856 営業損益 △ 1,187,333,149 △ 25,350,707 △ 1,212,683,856 経常指益 472,413,441 △ 3,842,249 468,571,192 セグメント資産 5,948,868,407 113,179,899,836 119,128,768,243 セグメント負債 104,830,214,091 4,594,692,588 109,424,906,679 その他の項目 減価償却費 2,014,967,000 96,772,000 2,111,739,000 有形固定資産及び 182,907,643 68,264,766 251,172,409 無形固定資産の増加額

(2) 合流管ありの自治体

- 〇 物理的に対象施設を処理水量等で按分して分離する必要がある。現在、S56年総務省通知で雨水・汚水経費 区分基準の考え方を示しており、全自治体はそれに基づき処理水量等で各費用を按分し、雨水と汚水の損益を分離した上で、全額繰出金の対象となる雨水繰出金を算出している。
- 雨汚水一体で処理する合流管である以上、収支を分離する際は、基準に基づく按分が必ず必要となるが、現状においても毎年の収支は積算上分離しており、それをセグメント情報等として区分して明示するか否かの問題となる。
- 一方、的確な雨汚水別の減価償却費を算出するためには、過去に取得した資産や負債を雨汚水別に区分する必要が生じる。なお、先例によれば、法適化に向けた資産振分け時において雨汚水別に振り分ける場合、作業は効率的になる傾向がある。
- ※ 合流管比率が50%以上の事業者22(全体の0.6%)
- ※ 合流管がある京都市、山口市、高知市、堺市においても、雨水収支と汚水収支を分けてそれぞれセグメント情報を明示している例がある。(=これは、 合流管導入団体においても、雨汚水収支の分離が可能であることや、その必要性を感じている自治体が存在していることを意味している)

(3) 収支分離の公表方法

- 先行事例として、予算書及び決算書のセグメント情報に関する注記として雨水処理と汚水処理を公表している 団体があること等に鑑み、同様の手法による公表を求めることが考えられるのではないか。
- その注記をする項目については、報告セグメントごとの営業収益、営業費用、営業損益金額、経常損益金額、 資産、負債その他の項目の金額(総務省告示において記載)を基本とし、「その他」として、他会計繰入金、減価償 却費、特別利益及び特別損失、固定資産の減損損失、有形固定資産及び無形固定資産の増加額、長期前受 金戻入益、支払利息等が考えられるのではないか。

【参考3 京都市公共下水道 H29決算書(セグメント情報に関する注記)】

				(単位 円)
	汚水処理	雨水処理	その他	合計
事業収益	23, 028, 547, 997	19, 173, 603, 734	551, 454, 617	42, 753, 606, 348
事業費用	20, 303, 361, 871	19, 790, 265, 885	528, 618, 553	40, 622, 246, 309
事業損益	2, 725, 186, 126	△ 616, 662, 151	22, 836, 064	2, 131, 360, 039
経常損益	3, 997, 854, 922	542, 682, 711	0	4, 540, 537, 633
セグメント資産	309, 493, 237, 012	408, 314, 213, 778	7, 051, 941, 811	724, 859, 392, 60
セグメント負債	198, 526, 814, 543	280, 340, 456, 925	7, 051, 941, 811	485, 919, 213, 279
その他の項目				
他会計負担金	420, 625, 010	19, 173, 603, 734	660, 717, 014	20, 254, 945, 758
減価償却費等	11, 596, 713, 875	15, 659, 610, 092	116, 653, 661	27, 372, 977, 628
長期前受金戻入益	3, 337, 497, 588	4, 501, 699, 416	0	7, 839, 197, 00
支払利息等	2, 129, 805, 343	3, 137, 167, 549	176, 351, 058	5, 443, 323, 950

注 「その他」の区分には、報告セグメントに含まれない項目を計上している。

【参考4 自治体の雨水汚水の取扱にかかる現状】

「公共下水道事業繰出基準の運用について」(S56.6.5自治準企画153号)を基に算出

- ①A市:分流式・合流式合わせて、基準を用いて区分。
- ・資本費:減価償却費は各施設・設備ごとに算出。

支払利息・企業債取扱諸費等は、減価償却費の負担割合を準用。

- ・維持管理費:管渠費・処理場費・ポンプ場費の各費目ごと、それぞれ人件費・薬品費・動力費・補修費など事項ごとに基準を用いて算出。
- ②B市(流域関連公共下水道のみ)
- ・資本費:固定資産台帳において、雨水・汚水別に計上。
- ・維持管理費: 人件費は按分して計上。委託料、薬品費等は、雨水・汚水の施設ごとに分けられるので、その経費を計上。
- ③C市:A市同様
- ④D市:A市同様

公害財特法に基づく公害防止対策事業債の地財措置の見直し

公害財特法の期限及び下水道の概成を見据え、汚水繰出の状況や近年の個別事業の経営実態を踏まえて、公 害対策防止事業債の財政措置を見直す必要があるのではないか。

【参考 27年度報告書該当部分】

公害防止対策事業債の根拠となっている「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は、平成23年に10年間の延長がされて おり、対象団体は平成23年に3~10年の計画を策定し、国の同意を得て事業進捗に取り組んでいることから、見直しの時期については、適切に検討すべき である。

【参考1 対象事業】

- 1 環境大臣の同意を得た公害防止対策事業計画に基づく公害防止対策事業 (次に掲げるもの)
 - ① 下水道(特定公共下水道、都市下水路、終末処理場)設置又は改築
 - ② 河川、湖沼、港湾等のしゅんせつ、導水等
 - ③ 農用地、農業用施設の客土、施設改築等土地改良事業
 - ④ダイオキシン類による土壌汚染の防止、除去等
- 同計画に基づいて実施される公共下水道及び流域下水道の設置及び改築

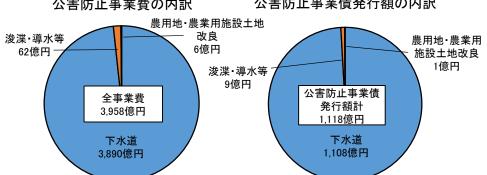
【参考2 公害防止対策事業に係る財政措置(下水道事業)】

事業区分	事業の細区分		国庫補助	平成26年度地方債 充当率(「地方債充当率 (総務省告示)」による)	基準財政需	への算入率		
	特定公共下水道		1/3 → 1/2		44%	→	44%	
	公共下水道流域下水道	終末処理場	55/100 → 55/100	100%	16~44%(公共下水道) 44%(流域下水道、 特定環境保全 公共下水道)	→	元利償還金の50%を 基準財政需要額に算入	
下水道		その他	50/100 → 50/100					
		終末処理場	2/3 → 2/3					
	加以下 小坦	その他	50/100 → 50/100		加えて、単位費用分5%算入			

【参考3 公害防止対策事業費(H28決算)】

公害防止事業費の内訳

公害防止事業債発行額の内訳

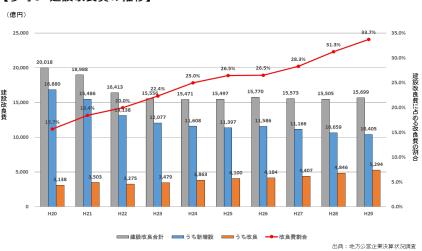


「参考』 モ水処理人口並及家と再新事業費比率】

<u> 多芍士 乃尔达廷八百百次十二类初事未复比十】</u>									
		H21	H25	H29					
汚水処理 人口普及率	公防債対象団体	91.4%	93.3%	94.6%					
	公防債非対象団体	78.8%	83.3%	86.2%					
更新事業費	公防債対象団体	27.4%	33.4%	37.0%					
比率	公防債非対象団体	10.9%	16.4%	25.8%					

* 汚水処理人口普及率とは、公共下水道等、農業集落排水施設等、浄化槽及びコミュニティプラントなどの各汚水処理施設の処理区 域内人口を総人口(住民基本台帳人口)で除したもの

【参考5 建設改良費の推移】



^{*}汚水処理人口普及率及び更新事業費比率は公共下水道を実施する団体の数値を記載

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の概要

1 目 的

公害防止対策事業計画に基づく公害防止対策事業等に対し、財政上の特別措置を講ずることにより、公害防止事業主体である地方公共団体の負担を軽減し、以て、公共用水域の水質保全等、公害の防止を図る。

2 適用地域

都道府県知事が作成した公害防止対策事業計画の対象となる全国21地域 (18都府県117市区町(10特別区102市5町))(平成30年3月現在)

3 対象事業

- (1)環境大臣の同意を得た公害防止対策事業計画(以下「同意公害防止対策事業計画」という。)に基づく公害防止対策事業(次に掲げるもの)
 - ① 下水道(特定公共下水道、都市下水路、終末処理場)設置又は改築
 - ② 河川、湖沼、港湾等のしゅんせつ、導水等
 - ③ 農用地、農業用施設の客土、施設改築等土地改良事業
 - 4 ダイオキシン類による土壌汚染の防止、除去等
- (2)同意公害防止対策事業計画が定められていない地域で実施される公害防止対策事業(上記①を除く)で、総務大臣が主務大臣及び環境大臣と協議して指定したもの

4 財政上の特別措置

- (1)国庫補助負担率のかさ上げ
- (2)起債の特例(河川、港湾等におけるしゅんせつ事業等を適債とする)
- (3)地方交付税措置(公害防止対策事業債の元利償還金の50%が対象)

5 公害財特法延長経緯

昭和46年5月 公害財特法制定 昭和56年3月 10年間延長改正 平成3年3月 10年間延長改正

平成13年3月 10年間延長改正

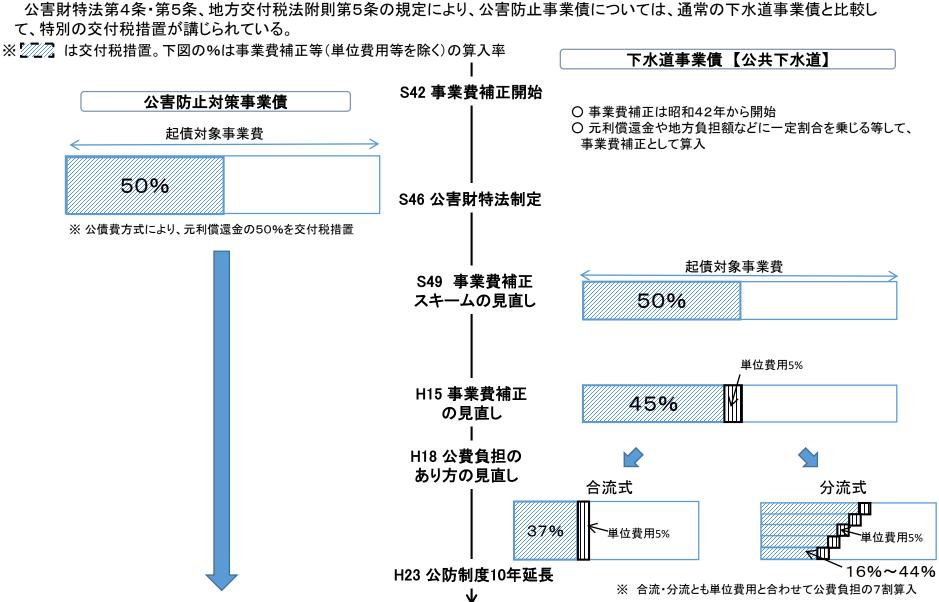
平成23年3月 10年間延長改正(令和3年3月まで)

公害防止対策事業に係る財政措置(下水道事業)

	事業区分	事業の細区分		国庫補助	平成26年度地方債 充当率(「地方債充当率 (総務省告示)」による)	基準財政需要		要額への算入率	
		特定公共下水道		1/3 → 1/2		44%	→	44%	
		公共下水道	終末処理場	55/100 → 55/100	100%	16~44%(公共下水道) 44%(流域下水道、 特定環境保全 公共下水道) 加えて、単位費用分5%算入	→	元利償還金の50%を 基準財政需要額に算入	
	下水道		その他	50/100 → 50/100					
		流域下水道	終末処理場	2/3 → 2/3					
			その他	50/100 → 50/100					

			公割防止	対策事業	等
地或名	公割方止対策事業計画の対象とする地域	下水道	しゅんせ つ等	農用 地 客 土等	ダイオキ シン類 対策
鹿島地域 茨城県	鹿嶋市神栖市	l	_	_	_
埼玉地域(埼玉県)	autsin 熊谷市 川口市 行田市 所沢市 春日部市 狭山市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 八潮市 蓮田市 坂戸市 鶴ヶ島市 伊奈町	0	0	_	_
千葉地域(千葉県)	千葉市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 習志野市 柏市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 君津市 印西市 白井市	0	0		_
東京地域 東京都)	中央区 港区 墨田区 江東区 品川区 大田区世田谷区 北区 板橋区 足立区 八王子市 町田市	0	0	_	_
神奈川地域 神奈川県	横浜市横須賀市	0	_	_	_
新舄地域(新舄県)	統 島市	0	_	_	_
岐阜地域 岐阜県	岐阜市 各務原市	0	_	_	_
富士地域(靜岡県)	富士市	_	0	_	_
愛知地域 愛知県	名古屋市 豊橋市 岡崎市 碧南市 安城市 小牧市	0	0	_	
京都地域(京都府)	京都市 宇治市 向日市 長岡京市 大山崎町	0	_	_	
大阪地域 大阪府)	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 貝塚市 枚方市 茨木市 八尾市 泉岱村市 富田林市 鴻屋川市 河内長野市 松原市 大東市 和駅市 貧面市 柏原市 羽曳野市 門真市 摂津市 藤井寺市 東大阪市 四條畷市 交野市 太飯独地 忠岡町	0	0	_	
兵庫地域(兵庫県)	神戸市 尼崎市 西宮市 (押)市 加古川市 宝塚市 川西市	0	_	_	
奈良地域 奈良県	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 生駒市 王寺町	0	_		
和歌山地域(和歌山県)	和歌山市	0	0		
岡山· 倉敷地域 (岡山県	岡山市 倉敷市 玉野柿 早島町	0	_	_	
備後地域 (岡山県 広島県	福山市 笠岡市	0	_	_	
広島地域 広島県	広島市	0	_	_	
香川地域 香川県	坂出市	o	_	_	
福岡地域 福岡県	福岡市	0	_	_	
北九州地域 福岡県	北九州市	ō	0	_	
大牟田地域(福岡県)	大牟田市	0	_	0	
	21地域 18都府県 117市町村(102市5町10特別区)	20地域	8地域	1 地域	

下水道事業債(通常分)及び公害防止事業債の交付税措置率の推移



これまでの研究会での主なご意見 (下水道資本費に対する財政措置について)

<汚水事業·雨水事業に対する財政措置について>

- 下水道財政のあり方が、雨水私費分と汚水公費分を相殺しているという考え方であり、雨水事業と汚水事業の収支を分けた場合にも一体であるということ、昭和 41 年の地方公営企業法改正によって一般会計との適正な経費負担を前提として独立採算とされており、雨水事業も引き続き公営企業として実施できるのではないか。
- 雨水事業をサボタージュしているか、雨水の整備が進んでいる都市部が雨水分も含めて地財措置されることで、財政上得をしているという2つの可能性がある。使用料の議論と関係があるのは、繰出の話なので、地財措置と繰出基準は分けて議論すべき。
- 分流式の繰出について、雨水が1割とされているが、近年、雨水の事業量が増えていることも含めて検討が 必要。

<汚水事業·雨水事業に係る収支の分離について>

- 使用料の算定根拠を明確に示すため、雨水と汚水の収支についてセグメントを分けるべき。
- 収支の区分けは、地方自治体が広域化・共同化のメリットを検討するのにも役立つ。
- 資産については過去の資産を分けることは可能だと考えるが、地方自治体の現場で問題が生じないか算定 方法を含めしっかり検証し、示すべき。
- 雨水事業、汚水事業には相当因果関係があり、会計は分けるべきではない。
- 自治体目線からしても、公費負担分と使用料対象経費を説明することは、使用料適正化に向けた見直しにも 資するため、重要である。併せて、基準外繰出しを減らすための使用料改定のプロセスについては、ある程度 示すことも検討が必要。

<u><公害防止対策事業債について></u>

- 地方交付税の算入の考え方と実際の繰出とは一致していないのではないか。例えば、公害防止対策事業債は繰出の少ない大都市に集中しているが、交付税措置が講じられている。実態に合わせるのか、交付税の考え方は別のものと考えるのか問題になる。
- 公害財特法が制定された昭和 46 年と異なり、下水道は概成しつつあり、公防債について何らかの見直しが 必要であることは確か。
- 〇公害財特法には独自の趣旨があり、そのあり方の議論は下水道財政と直接には連動しないことに留意が必要。

下水道資本費に対する財政措置についての整理ポイント案

- ① 汚水事業に対する財政措置(特に分流式における人口密度別の措置割合)について 個別団体によって、地財措置と繰出しの実態の乖離幅にばらつきがあることや、今後 は新設事業が減り、更新事業に係る経費や維持管理費が増加する見込みであることを 踏まえ、持続可能な下水道経営に向けた、不断の検討が必要ではないか。
- ② 雨水事業に対する財政措置について

現行制度においては雨水・汚水を一体的に措置し、資本費に対する雨水比率を一定 (分流式:1割、合流式:6割)としているが、近年の内水氾濫対策の必要性の高まりや、 雨水事業への繰出の実態等を踏まえ、雨水事業への措置の拡充についての検討が必 要ではないか。

- ③ 汚水事業と雨水事業の収支の分離について
 - 収支の分離は、適正な使用料徴収に向けた算定根拠の明確化や、広域化・共同化の推進等に繋がることが期待できるのではないか。収支の分離に当たっては、会計を分けるのではなく、セグメントで区分する方法が考えられるのではないか。
- ④ 公害財特法に基づく公害防止対策事業債について

公害防止対策事業債対象団体は大都市やその周辺地域が多く、これらの地域における下水道普及率は相当高まってきていることや経費回収率が100%に近い水準にあること等を踏まえ、法期限到来を見据えた環境省等における議論の動向も十分注視の上、適切な地方財政措置のあり方について検討が必要ではないか。